

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例が一部改正されました。

市民・事業者の自発的な防災活動の促進を図り、減災社会の実現に寄与することを目的に、平成25年に「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」が制定されました。

近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。東日本大震災の教訓を風化させることなく、また時代の変化に即した条例とし、自助・共助の取組をより一層推進するため、このたび条例が改正されました。

条例の主な改正点



「町の防災組織」の定義

マンションによる防災活動が進んでいるため、マンション管理組合を明記。



「風水害」も想定した対策の充実

「地震への備え」だけでなく、「風水害への備え」として、「マイ・タイムライン」の作成など、安全を確保するために必要な事項を行うことを明記。



自主避難の強化

避難指示等が出される前であっても、自身で避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難することを明確化。



事業者による対策の充実

事業活動を継続するための計画を作成することを例示等。



地域防災拠点における配慮事項等

避難者の人権の尊重及び感染症等の対策を行うことを明記。

条例の全文や自助・共助に役立つコンテンツがまとまっています。ぜひ参考としてください。

詳しくはこちら

横浜市 防災トピックス



で検索